

# 特定非営利活動法人まつどNPO協議会

## 入会等規定及び入会金・会費規定

### (目的)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人まつどNPO協議会（以下「協議会」という。）定款第3条に基づく、新しい地域社会創りの担い手として松戸で活動するNPO・市民活動の力を結集することの実現（以下、「この法人の目的」という。）のため、入会・継続及び退会の手続きについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### (団体正会員)

第2条 団体正会員は、この法人の目的に賛同して入会した、営利を目的としない団体（法人を含む）とする。

### (団体賛助会員)

第3条 団体賛助会員は、この法人の目的に賛同して入会した団体（株式会社等、各法人を含む）で、議決権を有さない。

### (入会金)

第4条 入会金は、総会の議決に基づき、以下に掲げる額とする。

個人正会員	0円
個人賛助会員	0円
団体正会員	0円
団体賛助会員	0円

### (会費額)

第5条 会費は年会費とし、総会の議決に基づき、以下に掲げる額とする。

個人正会員	3,000円
個人賛助会員	1,000円 一口、一口以上
団体正会員	3,000円
団体賛助会員	1,000円 一口、一口以上

2 会費は入会時期にかかわらず入会日より当該年度末までを1年とする。

3 総会にて正会員の意思決定として年度内に会費が変更となった場合は、特段の定めがない限り、当該年度の会費及び入会金の差額を支払うものとする。

### (会費の納入要領)

第6条 会費の納入は一括払いとし、各年度の総会開催前までに納入するものとする。

2 会費の納入にかかる振込等手数料は、会員の負担とする。

#### (営利性の判断)

- 第7条 第2条に示される「営利」については、理事会が入会時に判断する。
- 2 会員の営利性の再判断は、理事会の議決を経なければならない。

#### (正会員・賛助会員の移行)

- 第8条 賛助会員・正会員間で移行する場合は、当該年度の会費及び入会金の差額を支払うものとする。

#### (期中の営利性判断の変更)

- 第9条 団体正会員において、第7条第2項における営利性の判断に著しく影響を与える状況が発生した場合、期中の会員移行を行うことができる。
- 2 第7条第2項で規定される営利性の再判断により賛助会員への移行を理事会が促す場合、期中の変更にあたっては会員の了承を得なければならない。

#### (個人会員から団体会員への名義変更)

- 第10条 個人会員は申出によって、自らが役職員を務める団体に限り、団体会員へと名義変更をすることができる。
- 2 名義変更の際は、申出と同時に当該年度の会費及び入会金の差額を支払うものとする。
- 3 団体正会員が名義変更によって議決権を複数得ることはできず、該当する名義変更はこれを認めない。

#### 附 則

- 1 この規定は、平成25年6月2日から施行する。